

岡山大学研究奨励金に関する内規の申合せ

平成25年2月6日
学 長 裁 定

改正 平成27年 3月 6日
平成28年10月25日
平成29年 5月22日
平成31年 3月29日
令和 4年 4月 1日

この申合せは、岡山大学研究奨励金に関する内規第7条に基づき、岡山大学研究奨励金（以下「研究奨励金」という。）に関し必要な事項を定める。

1 第2条第1項関係

- 一 大学院学生（法務研究科の学生を除く。）が研究発表をする際の、各種資料等に記載する所属機関等名称は、「岡山大学」とする。
- 二 学長が別に定める国際学会等（以下「学会等」という。）は、学術を目的とする組織（以下「学術組織」という。）が主催し、国際的な規模を持ち、かつ、参加者及び論文等が国際的に募集されているものとする。
- 三 学会等での研究発表は、日本人については日本語、留学生については母国語（英語が母国語の者は英語でも可）以外の言語によって、口頭、ポスター及び実技等で行われたものとする。ただし、国内の学術組織が主催する学会等でのポスター及び実技等で行われた研究発表は、開催場所にかかわらず、全発表者の30%以上が外国人でなければならない。
- 四 学会等一覧表に記載する学会（Society等）には、学会が主催する学術大会、総会及び年会（Annual Meeting等）に相当する研究発表会等を含むものとする。
- 五 学会等一覧表に名称の記載のない学会等での研究発表による申請を行う場合は、別紙様式「岡山大学研究奨励金受給に関する推薦書」を添付しなければならない。ただし、支給の可否は、教育推進機構学生支援部門学生生活支援部会（以下「部会」という。）の審査を経て、学生支援委員会（以下「委員会」という。）において協議する。
- 六 前号において、支給可とされた学会等のうち、継続して開催されるものについては、原則として学会等一覧表に加える。ただし、国内の学術組織が主催する学会等は、継続して開催されるものであっても学会等一覧表に追加せず、申請のあった都度、その可否を判定するものとする。
- 七 学会等での発表が、研究チームで行われた場合は、代表して発表を行った者（筆頭者等）にのみ支給する。
- 八 大学院教育学研究科において音楽教育又は美術教育を専攻する者が、国際的なコンクール（オーディションを含む。）、公募団体展及び美術館展等において、作品発表又は演奏発表を行った場合は、学会等一覧表に記載のものと同等の発表を行ったものとみなし、第2条第2項各号の該当区分に掲げる額を支給する。

2 第2条第3項関係

- 一 学会等での発表時期等によって、研究奨励金の支給が発表した年度の次の年度となった場合においても、発表した年度の支給とする。
- 二 学会等の開催期間が年度をまたぐ場合は、後の年度の支給とする。

2 第3条関係

申請日は、研究奨励金申請システムに所要事項を入力した後、所定の書類を学務部学生支援課に提出し、受理された日とする。

3 第4条関係

- 一 研究奨励金の支給決定は、原則として申請日から2月以内に行うものとする。
- 二 研究奨励金の支給等について疑義が生じた場合は、部会の審査を経て、委員会において協議する。

4 第5条関係

支給方法は、原則として銀行振込とする。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年10月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成29年5月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式

〇〇 年 月 日

学 長 殿

研究科長

〇 〇 〇 〇

岡山大学研究奨励金受給に関する推薦書

下記の学生に係る研究奨励金の受給申請は、「岡山大学研究奨励金に関する内規」第2条第1項に定める「学長が別に定める学会等」に準じる学会等における研究発表であり、支給要件に該当すると判断しますので、推薦します。

記

1 推薦する学生及び発表内容等

専攻分野等：

氏名：

学生番号：

発表テーマ：

発表形式： 口 頭 ポスター その他（ ）

発表した言語： 英 語 その他（ ）

母国語： 日本語 その他（ ）

2 発表した学会等

名 称：

主 催：

開催期間： 年 月 日から 年 月 日まで

全参加者数： 人

全発表数： 件

3 「学長が別に定める学会等」に準じる理由

※ 主催する組織及び学会等の沿革，位置付け，開催目的，議論内容等を記入する。